

# 事業報告書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人社団 曙会

①  財団       社団 (  出資持分なし    出資持分あり )

②  社会医療法人       特別医療法人       特定医療法人

出資額限度法人       その他

③  基金制度採用       基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島市中区舟入町3番13号

(3) 設立認可年月日 昭和 55年 4月 22日

(4) 設立登記年月日 昭和 55年 4月 23日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	種村一磨	
理事	[Redacted]	
同		
同		
同		
同		
同		
同		
同		
監事		

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	医療法人社団 曙会 シムラ病院	広島市中区舟入町3番13号	一般病床 116 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
企業主導型保育事業	広島市中区舟入町3番9号	シムラ病院シムっ子保育所

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 5月 25日

令和 2年度決算の決定

令和 3年 6月 22日

令和 3年度の事業計画及び予算の決定

令和 3年 3月 30日

令和 3年度の借入金額の最高限度額の決定

医療法人社団 曙会

広島市中区舟入町3番13号

※医療法人整理番号 0 2 1 1 1

財 産 目 録  
(令和 4年 3月 31 日現在)

1. 資 産 額	2,143,835 千円
2. 負 債 額	756,704 千円
3. 純 資 産 額	1,387,131 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,003,837
B 固 定 資 産	1,139,998
C 資 産 合 計 (A+B)	2,143,835
D 負 債 合 計	756,704
E 純 資 産 (C-D)	1,387,131

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))

貸借対照表  
 (令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,003,837	I 流動負債	235,268
現金及び預金	511,332	買掛金	153,909
保険未収入金	430,813	短期借入金	0
薬品	13,994	未払金	263
診療材料	12,182	未払費用	22,437
給食材料	153	預り金	53,562
医療消耗品	23	未払消費税等	4,716
消耗備品	53	法人税等充当金	381
その他の流動資産	35,287		
II 固定資産	1,139,998	II 固定負債	521,436
1 有形固定資産	922,452	長期借入金	521,436
建物	692,803		
建物付属設備	128,352		
医療器械	65,743		
車両運搬具	3,214		
器具備品	30,491		
一括償却資産	1,849		
建設仮勘定	0		
2 無形固定資産	6,328		
電話加入権	1,051		
ソフトウェア	5,277		
3 その他の資産	191,880		
出資金	10,890		
差入保証金	100		
敷金	8,145		
生命保険積立金	69,281		
長期貸付金	103,327		
預託金	137		
4 繰延資産	19,338		
繰延消費税	19,338		
資産合計	2,143,835	負債合計	756,704
		純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	29,900
		II 積立金	1,357,231
		設備積立金	383,000
		繰越利益剰余金	974,231
		純資産合計	1,387,131
		負債・純資産合計	2,143,835

様式 4 - 1

法人名 医療法人社団 曙会  
所在地 広島市中区舟入町3番13号

※医療法人整理番号 0 2 1 1 1

損 益 計 算 書  
自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益	2,688,670	
2 事業費用	2,509,327	
<b>本来業務事業利益</b>		179,343
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益	24,587	
2 事業費用	24,094	
<b>附帯業務事業利益</b>		493
<b>事業利益</b>		179,836
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	3	
その他の事業外収益	39,540	39,543
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	1,057	
その他の事業外費用	1,006	2,063
<b>経常利益</b>		217,316
<b>IV 特別利益</b>		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	20,808	20,808
<b>V 特別損失</b>		
固定資産売却損	419	
その他の特別損失	196,004	196,423
<b>税引前当期純利益</b>		41,701
法人税・住民税及び事業税		9,215
法人税等調整額		0
<b>当期純利益</b>		32,486

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 曙会  
所在地 広島市中区舟入町3番13号

※医療法人整理番号

021111

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員 の近親者が代表者である法人	■■■■ (注) 1	■■■■	185,902	医療事務受託業務 賃借収入 賃借収入	医療事務受託 駐車場賃借 地代家賃	医療事務受託 駐車場賃借 地代家賃	158,391 15,938 24,192	買掛金 前払費用 前払費用	34,633 1,383 2,016
役員 の近親者が代表者である法人	■■■■ (注) 1	■■■■	205,687	医療材料の卸 賃借収入	医療材料の購入 駐車場賃借	医療材料の購入 駐車場賃借	37,663 1,536	買掛金 前払費用	70,263 254

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. ■■■■が代表取締役である法人。  
(注) 2. 支払条件は翌月末振込としている。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	■■■■	■■■■	■■■■	賃借料の支払い (注) 1	9,384	前払費用	802
役員	■■■■	■■■■	■■■■	賃借料の支払い (注) 1	25,860	前払費用	2,155

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 不動産賃借料は近隣相場を参考に決定している。

様式5

## 監事監査報告書

医療法人 曙会

理事長 池尻 佑美 殿

私は、医療法人曙会の令和3年会計年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月20日

医療法人 曙会

監事

